日薬業発第２５９号

平成２１年１０月２３日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会

会長　児玉　孝

「レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示（案）」

（パブリックコメント募集）に対する本会意見の提出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示（案）に対するパブリックコメントの募集につきましては、平成 21 年 10 月 13 日付け日薬業発第 244 号にてお知らせしたところですが、本日、別添のとおり、本会としての意見を提出いたしましたのでお知らせいたします。

意見募集の結果につきましては、後日、厚生労働省のホームページを通じて公表される予定ですので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第４条第２項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）について」

［団体名］社団法人　日本薬剤師会（担当：業務部医薬保険課）
［住　所］〒160-8389　東京都新宿区四谷３－３－１
［電　話］03-3353-1170
［ＦＡＸ］03-3353-6270
［意　見］以下のとおり。

１．該当箇所（２ページ、上から１行目）
「②　常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65 歳以上）の診療所・薬局～」

・意見内容
オンライン請求のためのレセコンを導入した薬局に対する財政支援をお願いしたい。

・理由
すべての常勤の薬剤師が65歳以上の薬局についてはオンライン請求の義務化は免除されるが、期限猶予措置の期間中（平成21年5月～）に、厚生労働省および審査支払機関からのオンライン勧奨を受けて、既にオンライン請求のためのレセコンを導入してしまった薬局（今回の省令改正によって義務化免除の対象となる薬局）も存在すると推測される。
オンライン請求の義務化が免除となる薬局はもちろん、義務化対象とされている薬局についても、オンライン請求のためのレセコン導入費用に対する財政支援が必要である。

２．該当箇所（２ページ、上から１０行目）
「③　電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間（リース期間等）が終わるまでの間の医療機関について～」

・意見内容
調剤レセプトに関する代行請求（代行入力）の仕組みを早急に実現していただきたい。また、請求事務代行者に対する財政支援（都道府県薬剤師会や支部薬剤師会における事務負担の軽減など）についても併せてお願いしたい。

・理由
現行の請求省令では、電子レセプトに対応していないレセコンであっても保険請求に支障をきたさないよう、請求事務代行による請求方法（代行

請求の仕組み）が担保されている。しかし、現時点では、代行請求の機能のうち、代行送信に関する仕組みしか整備されておらず、代行入力による仕組みはまったく整備されていない。

電子レセプトに対応していないレセコンを使用せざるを得ない薬局については、代行請求（代行入力＋代行送信）を利用する以外に保険請求の手段がなくなってしまうため、早急にその仕組みを構築する必要がある。

また、代行請求にあたっては、地域薬剤師会（都道府県薬剤師会、支部薬剤師会）に請求事務代行者としてその機能を担ってもらわなければ実現することはできない。しかし、地方薬剤師会にとって、それらにかかる事務的負担（人的負担、財政負担）は非常に大きく、請求事務代行者に対する財政支援が欠かせない。

3．該当箇所（2ページ、下から13行目）

「④　オンライン請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関等について～」

・意見内容

オンライン請求が困難な個別事情の判断については、個々の状況や事情を十分かつ慎重に検討することとし、地域医療に支障をきたすことのないようお願いしたい。

・理由

現時点で想定される個別事情は明確化されているが（(ア)～(カ)）、今後、これら以外のやむを得ないケースが生じる可能性も十分考えられることから、個別事情に係る判断にあたっては、地域医療に支障をきたすことのないよう、個々の状況や事情を十分かつ慎重に検討した上で適切に判断する必要がある。

以上